

○宮古島市吉野海岸利便施設条例

平成17年10月1日

条例第167号

改正 平成24年11月12日条例第43号

(設置)

第1条 観光の振興及び発展並びに地域活性化に資するため、宮古島市吉野海岸利便施設
(以下「利便施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 この利便施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吉野海岸利便施設
- (2) 位置 宮古島市城辺字新城1422番地95
(平24条例43・一部改正)

(施設)

第3条 利便施設は、トイレ、シャワー及び駐車場とする。

(指定管理者による管理)

第4条 当該利便施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に
規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(管理業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 施設の利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金の徴収及び減免に関する業務
- (4) その他施設の管理に関し、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、当該施設の管理を行わせるため、法人その他の団体であつて次の要件を満
たすものを指定する。

- (1) その事業計画書による施設の管理運営が利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理にかか
る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に添った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているもので

あること。

(4) 宮古島市内に主たる事務所を有する法人又はその他の団体であること。

2 前項による指定は、当該施設の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の規定による申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定により指定するときは、その旨を告示しなければならない。

(協定書の締結)

第7条 被指定団体は、施設の管理に関して協定書を締結しなければならない。

(事業報告)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して1月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

2 市長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し管理業務又はそれに係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(供用時間及び休止)

第10条 利便施設の供用時間は、午前8時から午後7時までとする。ただし、指定管理者は、管理上及び公益上必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 指定管理者は、利便施設の管理上及び公益上必要があると認めるときは、市長の承認を得て、当該施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

3 指定管理者は、供用時間の変更及び休止をする場合においては、当該施設の見やすい場所にその旨を掲示するものとする。

(利用料金)

第11条 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の返還)

第12条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が、特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減免することができる。

- (1) 市内の小学生、中学生若しくは幼稚園の児童生徒若しくは園児が、授業又は保育上の目的のため教職員等に引率されて利用するとき。
- (2) 市が主催して行う事業の一環として利用するとき。
- (3) 国、地方公共団体その他の公共団体及び公共的団体が公用若しくは公共用又は公益上の目的のため利用するとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長又は指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定による減免を受けようとするものは、指定管理者に利用料金減免申請書を提出しなければならない。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的に反したとき。
- (2) 公の秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為があったとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他町の事業執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれのある行為があったとき。

(施設等の変更禁止)

第15条 指定管理者は、施設内における建築物の建築その他工作物の建築をしてはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である施設の建築について、市長の許可を得たときは、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 指定管理者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害の賠償)

第17条 施設内における盗難、損傷、自動車相互の接触又は衝突によって生じた損害、その他自然災害等の不可抗力によって生じた損害については、市は、賠償を負わない。ただし、市の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

2 施設その他の物件を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、市長に報告するとともに速やかに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第18条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の取消しの告示)

第19条 市長は、第9条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の吉野海岸利便施設設置及び管理に関する条例（平成17年城辺町条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年11月12日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第11条関係）

名称	利用時間及び利用料金
吉野海岸利便施設	午前8時から午後7時まで

1回につき 1,000円